

I 令和6年労働組合基礎調査結果

令和7年 2月 13日発表
 令和6年 6月 30日現在
 大分県商工観光労働部雇用労働室 労働相談・啓発班

労働組合の組織の実態を明らかにするため、厚生労働省では全ての労働組合を対象とした基礎調査を毎年行っています。

この調査結果を用いて県が独自に集計した本県の労働組合の概要についてお知らせします。

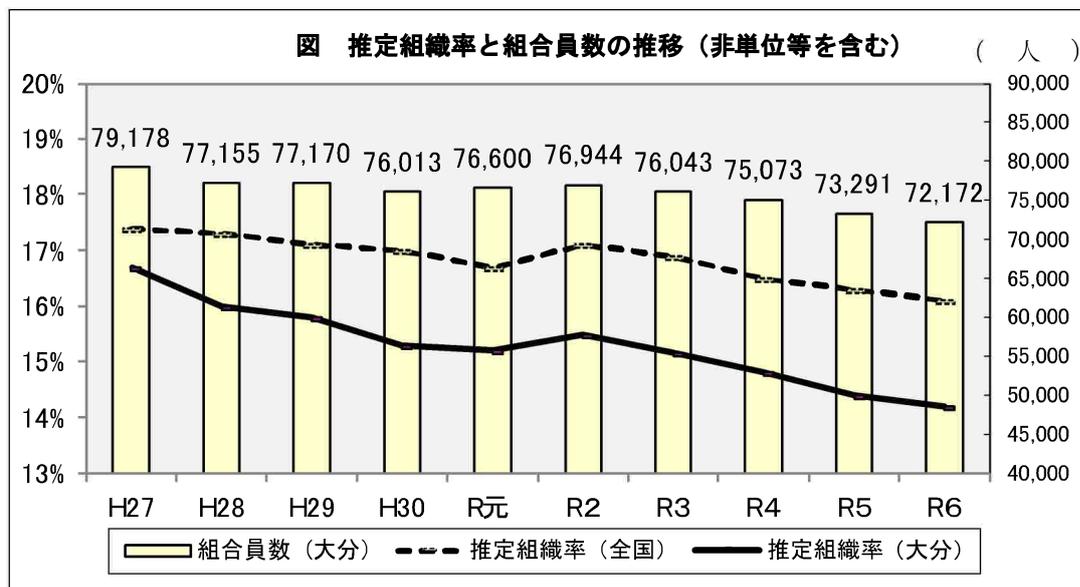
1 概況

令和6年6月30日現在で実施された、令和6年労働組合基礎調査の大分県における調査結果は以下のとおりである。(以下、特に断らない限り非単位等を含まない数値である。)

- (1) 組合数は、439組合で前年に比べ1組合減少した。
 - (2) 非単位等を含めない組合員数は64,939人で前年に比べ1,156人(1.7%)減少した。
- 推定組織率(推定雇用労働者数に占める労働組合員数の割合)は12.8%で前年に比べ0.2ポイント減少した。
- また、非単位等を含めた組合員数は72,172人で前年に比べ1,119人(1.5%)減少した。推定組織率は14.2%で0.2ポイント減少した。

表1 労働組合組織状況の推移

区分 年	大分県								全国 推定組織率
	組合数		組合員数(非単位等を含まない)			組合員数(非単位等を含む)			
	増減		増減	推定組織率	増減	推定組織率			
H27	508	△ 8	73,718	△ 1,136	15.5%	79,178	△ 1,002	16.7%	17.4%
H28	503	△ 5	71,751	△ 1,967	14.9%	77,155	△ 2,023	16.0%	17.3%
H29	498	△ 5	71,518	△ 233	14.6%	77,170	15	15.8%	17.1%
H30	480	△ 18	70,426	△ 1,092	14.2%	76,013	△ 1,157	15.3%	17.0%
R元	476	△ 4	70,664	238	14.0%	76,600	587	15.2%	16.7%
R2	459	△ 17	69,922	△ 742	14.1%	76,944	344	15.5%	17.1%
R3	455	△ 4	68,796	△ 1,126	13.7%	76,043	△ 901	15.2%	16.9%
R4	445	△ 10	67,654	△ 1,142	13.3%	75,073	△ 970	14.8%	16.5%
R5	440	△ 5	66,095	△ 1,559	13.0%	73,291	△ 1,782	14.4%	16.3%
R6	439	△ 1	64,939	△ 1,156	12.8%	72,172	△ 1,119	14.2%	16.1%



2 労働組合数

労働組合数は439で、前年に比べ1組合減少した。

(1) 振興局別労働組合数

- ① 北部で1組合増加し、東部、中部で1組合減少している。
- ② 構成比をみると、中部が57.9%（254組合）で最も大きく、東部14.1%（62組合）、北部10.0%（44組合）、西部8.9%（39組合）の順となっている。

表2 振興局別労働組合数

振興局	令和6年		令和5年		増減 A-B
	組合数(A)	構成比	組合数(B)	構成比	
東部	62	14.1%	63	14.3%	△1
中部	254	57.9%	255	58.0%	△1
南部	22	5.0%	22	5.0%	0
豊肥	18	4.1%	18	4.1%	0
西部	39	8.9%	39	8.9%	0
北部	44	10.0%	43	9.8%	1
計	439	100.0%	440	100.0%	△1

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

(2) 適用法規別労働組合数

- ① 地方公務員法適用労働組合が1組合増加し、労働組合法適用労働組合が2組合減少している。
- ② 構成比をみると、労働組合法適用労働組合が80.6%（354組合）で最も大きく、以下、地方公務員法適用労働組合11.8%（52組合）、国家公務員法適用労働組合5.0%（22組合）の順となっている。

表3 適用法規別労働組合数

適用法規	令和6年		令和5年		増減 A-B
	組合数(A)	構成比	組合数(B)	構成比	
労組法	354	80.6%	356	80.9%	△2
行労法	0	0.0%	0	0.0%	0
地公労法	11	2.5%	11	2.5%	0
国公法	22	5.0%	22	5.0%	0
地公法	52	11.8%	51	11.6%	1
計	439	100%	440	100.0%	△1

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

(3) 産業別労働組合数

- ① 教育、学習支援業、サービス業、公務で各1組合増加し、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業、保険業、複合サービス業で各1組合減少した。
- ② 構成比をみると、製造業が16.4%（72組合）で最も大きく、以下、運輸業、郵便業14.6%（64組合）、教育、学習支援業、公務10.7%（47組合）の順となっている。

表4 産業別労働組合数

産 業	R6年		R5年		増減 A-B
	組合数 A	構成比	組合数 B	構成比	
A 農業、林業	4	0.9%	4	0.9%	0
B 漁業	0	0.0%	0	0.0%	0
C 鉱業、採石企業、砂利採取業	6	1.4%	6	1.4%	0
D 建設業	27	6.2%	27	6.1%	0
E 製造業	72	16.4%	72	16.4%	0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	17	3.9%	18	4.1%	△1
G 情報通信業	9	2.1%	10	2.3%	△1
H 運輸業、郵便業	64	14.6%	64	14.5%	0
I 卸売業、小売業	40	9.1%	40	9.1%	0
J 金融業、保険業	24	5.5%	25	5.7%	△1
K 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	0	0.0%	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	7	1.6%	7	1.6%	0
M 宿泊業、飲食サービス業	4	0.9%	4	0.9%	0
N 生活関連サービス業、娯楽業	2	0.5%	2	0.5%	0
O 教育、学習支援業	47	10.7%	46	10.5%	1
P 医療、福祉	34	7.7%	34	7.7%	0
Q 複合サービス業	23	5.2%	24	5.5%	△1
R サービス業(他に分類されない物)	9	2.1%	8	1.8%	1
S 公務(他に分類されるものを除く)	47	10.7%	46	10.5%	1
T 分類不能の産業	3	0.7%	3	0.7%	0
合 計	439	100.0%	440	100.0%	△1

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

3 労働組合員数

労働組合員数は、64,939人で、前年に比べ、1,156人減少した。

(1) 振興局別労働組合員数

- ① すべての地域で減少した。中部で781人、東部で179人減少している。
- ② 構成比をみると、中部が60.2%(39,123人)で最も大きく、東部16.1%(10,481人)、北部13.2%(8,569人)の順となっている。

表5 振興局別労働組合員数

振興局	令和6年		令和5年		増減 A-B
	組合員数(A)	構成比	組合員数(B)	構成比	
東部	10,481	16.1%	10,660	16.1%	△ 179
中部	39,123	60.2%	39,904	60.4%	△ 781
南部	2,693	4.1%	2,709	4.1%	△ 16
豊肥	1,658	2.6%	1,692	2.6%	△ 34
西部	2,415	3.7%	2,457	3.7%	△ 42
北部	8,569	13.2%	8,673	13.1%	△ 104
計	64,939	100.0%	66,095	100.0%	△ 1,156

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

(2) 適用法規別労働組合員数

- ① 労働組合法適用組合が829人、地方公務員法適用組合が280人、国家公務員法適用組合が31人、地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用される組合が16人減少している。
- ② 構成比をみると、労働組合法適用組合が74.0%(48,063人)で最も大きく、次いで地方公務員法適用組合が22.3%(14,509人)となっている。

表6 適用法規別労働組合員数

適用法規	令和6年		令和5年		増減 A-B
	組合員数(A)	構成比	組合員数(B)	構成比	
労組法	48,063	74.0%	48,892	74.0%	△ 829
行労法	0	0.0%	0	0.0%	0
地公労法	1,705	2.6%	1,721	2.6%	△ 16
国公法	662	1.0%	693	1.0%	△ 31
地公法	14,509	22.3%	14,789	22.4%	△ 280
計	64,939	100%	66,095	100%	△ 1,156

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

(3) 産業別労働組合員数

- ① 組合員数の増減をみると、医療、福祉248人、教育、学習支援業197人、公務164人、建設業136人、卸売業、小売業100人、複合サービス業100人、それぞれ減少している。
- ② 組合員数の構成比をみると、製造業が28.1%(18,239人)で最も大きく、以下、公務17.1%(11,108人)、卸売業、小売業8.6%(5,569人)の順となっている。

表7 産業別労働組合員数

産 業	令和6年		令和5年		増減 A-B
	組合員数 A	構成比	組合員数 B	構成比	
A 農業、林業	120	0.2%	117	0.2%	3
B 漁業	0	0.0%	0	0.0%	0
C 鉱業、採石企業、砂利採取業	173	0.3%	159	0.2%	14
D 建設業	3,987	6.1%	4,123	6.2%	△ 136
E 製造業	18,239	28.1%	18,288	27.7%	△ 49
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,265	1.9%	1,285	1.9%	△ 20
G 情報通信業	674	1.0%	711	1.1%	△ 37
H 運輸業、郵便業	4,292	6.6%	4,325	6.5%	△ 33
I 卸売業、小売業	5,569	8.6%	5,669	8.6%	△ 100
J 金融業、保険業	4,353	6.7%	4,435	6.7%	△ 82
K 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	0	0.0%	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	452	0.7%	444	0.7%	8
M 宿泊業、飲食サービス業	1,899	2.9%	1,928	2.9%	△ 29
N 生活関連サービス業、娯楽業	58	0.1%	64	0.1%	△ 6
O 教育、学習支援業	4,733	7.3%	4,930	7.5%	△ 197
P 医療、福祉	4,042	6.2%	4,290	6.5%	△ 248
Q 複合サービス業	3,597	5.5%	3,697	5.6%	△ 100
R サービス業(他に分類されない物)	132	0.2%	105	0.2%	27
S 公務(他に分類されるものを除く)	11,108	17.1%	11,272	17.1%	△ 164
T 分類不能の産業	246	0.4%	253	0.4%	△ 7
合 計	64,939	100.0%	66,095	100.0%	△ 1,156

4 パートタイム労働者組織状況

パートタイム労働者を組合員として有する労働組合（非単位等を含む）は82組合で、前年に比べ14組合増加した。

パートタイム労働者である労働組合員数は7,099人で、前年に比べ9人増加した。全組合員数(72,172人)に占めるパートタイム組合員の割合は9.8%で、前年に比べ0.1ポイント増加した。

産業別にみると、卸売業、小売業が3,853人で最も多く、次いで、宿泊業、飲食サービス業が1,584人で続き、この2業種で全体の76.6%を占めている。

男女別では、女性が5,372人で、全体の75.7%を占めている。

表8 産業別パートタイム労働者である労働者がいる労働組合数・労働組合員数(非単位労働組合を含む)

産 業	労働組合数			労働組合員数			
	R6年	R5年	増減 R6-R5	R6年	うち 女性	R5年	増減 R6-R5
A 農業, 林業	1	2	△ 1	3	0	4	△ 1
B 漁業	0	0	0	0	0	0	0
C 鉱業, 採石企業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
D 建設業	0	1	△ 1	0	0	9	△ 9
E 製造業	2	1	1	16	12	1	15
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0
G 情報通信業	2	1	1	6	6	2	4
H 運輸業, 郵便業	12	1	11	185	41	5	180
I 卸売業, 小売業	15	13	2	3,853	3,272	3,843	10
J 金融業, 保険業	9	10	△ 1	114	106	123	△ 9
K 不動産業, 物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0
L 学術研究, 専門・技術サービス業	0	1	△ 1	0	0	1	△ 1
M 宿泊業, 飲食サービス業	3	3	0	1,584	1,204	1,647	△ 63
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1	1	0	12	9	11	1
O 教育, 学習支援業	9	8	1	25	9	24	1
P 医療, 福祉	13	11	2	244	224	228	16
Q 複合サービス業	5	5	0	721	328	815	△ 94
R サービス業(他に分類されない物)	0	0	0	0	0	0	0
S 公務(他に分類されるものを除く)	9	8	1	309	156	349	△ 40
T 分類不能の産業	1	2	△ 1	27	5	28	△ 1
合 計	82	68	14	7,099	5,372	7,090	9

5 県内上部団体の状況

「連合系」の組合数は310組合、組合員数は48,787人で、前年に比べ4組合、1,031人減少した。非単位労働組合等を含む組合員数は54,446人で、県内の組合員数(72,172人)に占める割合は、75.4%だった。

「全労連系」の組合数は47組合、組合員数は3,012人で、前年に比べ2組合増加、138人減少した。非単位労働組合等を含む組合員数は3,537人で、県内の組合員数(72,172人)に占める割合は、4.9%だった。

表9 県内上部団体の状況

上部団体 区分	組合数			組合員数					
	(非単位労働組合等を含まない)			非単位労働組合等を含まない			非単位労働組合等を含む		
	R6年	R5年	増減 R6-R5	R6年	R5年	増減 R6-R5	R6年	R5年	増減 R6-R5
連 合 系	310	314	△ 4	48,787	49,818	△ 1,031	54,446	55,423	△ 977
全労連系	47	45	2	3,012	3,150	△ 138	3,537	3,683	△ 146

6 県内の労働組合推定組織率

令和6年6月30日現在で把握できた労働組合員数は64,939人だった。令和6年の推定雇用労働者数508,104人で除した推定組織率は12.8%となり、前年に比べ0.2ポイント減少している。

非単位労働組合等を含む労働組合の組合員数は、72,172人で、推定組織率は14.2%となり、前年に比べ0.2ポイント減少している。

表10 労働組合推定組織率の推移

年	区分 推定雇用労働者数(人) A	非単位等を含まない		非単位等を含む		全国 推定組織率
		組合員数(人) B	推定組織率 B/A	組合員数(人) C	推定組織率 C/A	
H27	475,423	73,718	15.5%	79,178	16.7%	17.4%
H28	481,717	71,751	14.9%	77,155	16.0%	17.3%
H29	489,213	71,518	14.6%	77,170	15.8%	17.1%
H30	496,846	70,426	14.2%	76,013	15.3%	17.0%
R元	503,853	70,664	14.0%	76,600	15.2%	16.7%
R2	497,579	69,922	14.1%	76,944	15.5%	17.1%
R3	501,859	68,796	13.7%	76,043	15.2%	16.9%
R4	507,566	67,654	13.3%	75,073	14.8%	16.5%
R5	509,083	66,095	13.0%	73,291	14.4%	16.3%
R6	508,104	64,939	12.8%	72,172	14.2%	16.1%

II 利用上の注意

1 「労働組合基礎調査」は、厚生労働省が、我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合員数、加盟組織系統等を調査するもので、毎年6月30日現在で実施している。

本結果表は、大分県分について、県が独自に集計し公表するものであって、厚生労働省が公表する数値と若干相違することがある。

2 比率計算している箇所は、四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

3 令和6年の推定組織率に用いた推定雇用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査（令和3年6月）を利用し、「毎月勤労統計調査地方調査」（各年6月分）の雇用指数を加味して推計を行った。

4 特段の表示がある場合を除き、組合数は「単位組織組合」と「単位扱組合」について集計し、また、組合員数は「単位組織組合」、「単位扱組合」の組合員及び「非独立組合員」について集計している。

5 各振興局が管轄する市町村は次のとおりである。

東部振興局 …別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町

中部振興局 …大分市、臼杵市、津久見市、由布市

南部振興局 …佐伯市

豊肥振興局 …竹田市、豊後大野市

西部振興局 …日田市、九重町、玖珠町

北部振興局 …中津市、豊後高田市、宇佐市

Ⅲ 用語の説明

1 「単位組織組合」

規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行いうる下部組織を持たない組合をいう。

(例えば、中小企業の組合に多くみられるように1企業1事業所の労働者で組織されていて、支部、分会など下部組織を全く持たない組合)

2 「単一組織組合」(「単位扱組合」、「連合扱組合」、「本部」)

規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつ、その内部に単位組織組合に準じた機能を持つ組織を有する組合をいう。

そのうち、最下部の組織を「単位扱組合」、最上部の組織を「本部」その中間に当たる組織を「連合扱組合」という。

(例えば、大企業の組合の本部、支部、分会等)

3 「非独立組合員」

単一組織組合の中で独自の活動を行う下部組織(分会等)に属さず、直接、連合扱組合や本部などの上部組合に属している組合員をいう。

4 「非単位組合」

本調査において労働組合の定義(自ら規約を有し、独自の意志決定をなし、かつ、これを執行する機関及び会計を有し、労働者の団体として独自の活動を行える体制が備わっているもの)に該当しないが、これに準ずる労働組合の組織をいう。

5 略称は次のとおりである。

労組法：労働組合法

行労法：行政執行法人の労働関係に関する法律

(旧特労法：特定独立行政法人等の労働関係に関する法律)

地公労法：地方公営企業等の労働関係に関する法律

国公法：国家公務員法

地公法：地方公務員法

連合：日本労働組合総連合会

全労連：全国労働組合総連合

6 推定組織率の算出方法

・推定組織率 = 組合員数(B) / 推定雇用労働者数(A) × 100%

・令和6年の推定雇用労働者数(A)は、令和3年経済センサス活動調査-事業所に関する集計結果を利用し、「毎月勤労統計調査地方調査」の令和3年と令和6年6月の雇用指数の比を乗じて算出した。

$$R6年推定雇用労働者数 = \frac{R3年雇用労働者数}{(経済センサス)} \times \frac{R6年雇用指数【毎月勤労統計調査地方調査(R6.6月)】}{R3年雇用指数【毎月勤労統計調査地方調査(R3.6月)】}$$

・組合員数(B)は、各年労働組合基礎調査の「組合員数」

・全国推定組織率(厚生労働省)は、「令和6年労働組合基礎調査の概況」の附表1「労働組合種別別労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移(各年6月30日現在)」による。